

社会福祉法人まりも会役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まりも会（以下、「法人」という。）の業務に従事する理事、監事及び評議員の報酬等並びに法人の業務に関わる第三者委員の報酬について必要な事項を定める。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給する。ただし、第3条に規定する法人業務を継続して担当する理事には適用しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは別表1により報酬を支給する。

3 理事会及び評議員会に出席したときは、交通費（公共交通機関による交通費実費のことを言う。以下同じ）を支給する。

4 理事及び評議員が理事会の決議に関連し、法人で関係書類の閲覧等を行うときは、報酬は支給せず、交通費を支給する。

(法人業務を担当する理事の報酬)

第3条 理事会の決議により継続かつ定期的に就業する事理（理事長、業務担当理事を含む）は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表2に定める基準額をもとに理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況など総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には第1項は適用せず、法人給与規程に基づき給与を支給するほか、月額20,000円を役員兼務手当として支給する。

(決算監事等の監事報酬)

第4条 監事の決算監事については、監事に1日につき20,000円の報酬及び交通費を支給する。

2 監事が法人の監事の役割を果たすため、関係書類を閲覧するなど法人で就労するときには、別表1を準用し報酬と交通費を支給する。

(理事、監事及び評議員が法人主催の会議出席の報酬等)

第5条 理事、監事及び評議員が理事長の要請で、法人業務のため出張した場合は、1日につき10,000円の報酬と法人旅費規程に準拠した旅費を支給する。

2 第3条に定める、業務担当理事は、前項の規程は適用せず、法人旅費規程に準拠した旅費を支給する。

(第三者委員の報酬)

第6条 第三者委員が苦情対応業務、利用者の預り金に関する業務、役職員の懲戒に関する業

務（会議を含む）に携わったときは、別表 3 により報酬及び交通費を支給する。

（報酬の支払い方法）

第 7 条 報酬の支払は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条の理事については、毎月 1 日に起算し、当月末日に締め切り、翌月 10 日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 第 2 条、第 4 条及び第 6 条に定める理事、監事、評議員及び第三者委員については、その都度現金にて支払う。
- (3) 第 5 条に定める理事、監事、評議員の報酬及び旅費は原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後清算することができる。

（費用弁償）

第 8 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費をその都度明記した領収書等をもって実費を支給する。

（年間報酬総額の制限）

第 9 条 1 会計年度に支給する理事及び監事の報酬総額は、定時評議員会において定める額の範囲内としなければならない。

（退任慰労金）

第 10 条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した額とする。

- | | | |
|-----------|-------------|----------|
| (1) 理事長 | 在任期間 1 年につき | 15,000 円 |
| (2) 理事、監事 | 在任期間 1 年につき | 10,000 円 |
| (3) 評議員 | 在任期間 1 年につき | 10,000 円 |

2 退任慰労金の在任期間は、平成 29 年度定時評議員会を始期とする。

3 退任慰労金は、役員を退任した時点において、現金にて支給する。

（改正）

第 11 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人まほりも会理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から実施する。

- 2 平成 25 年 4 月 1 日 一部改訂（平成 25 年 3 月 23 日理事会承認）
- 3 平成 25 年 5 月 1 日 一部改訂（平成 25 年 5 月 25 日理事会承認）
- 4 平成 28 年 4 月 1 日 一部改訂（平成 28 年 1 月 23 日理事会承認）
- 5 平成 29 年 7 月 1 日 一部改訂（平成 29 年 6 月 6 日理事会承認）

別表1 理事会・評議員会出席の報酬（日額）

4時間以内	10,000円
4時間を越える場合	20,000円

別表2 業務を担当する理事の報酬

- 1 業務を担当する理事の勤務は1日6時間程度とし、週の勤務日数により次の金額を上限とする。

勤務	支給額
1日	月額 80,000円
2日	月額 160,000円
3日	月額 240,000円
4日	月額 320,000円
5日	月額 400,000円

- 2 上記に該当しないが、月に4日程度勤務している者は、次の金額を上限とする。

月額 50,000円

- 3 常勤職員で理事を兼務する者には、役員兼務手当として月額20,000円を支給する。

- 4 理事長の報酬は、次の金額を上限とする。

月額 340,000円

別表3 法人に関わる第三者委員等の報酬

4時間以内	10,000円
4時間を越える場合	20,000円